

大館市林業新規就業者雇用人材育成支援事業

森林資源の適切な管理や木材の安定供給など持続可能な林業の実現のため新規就業者などの雇用について、

大館市が支援します！

補助対象者

次の要件をいずれも満たす林業事業体を対象とします

- (1) 市内に事業所等を有する「秋田県意欲と能力のある林業経営者」の登録事業者
- (2) 大館市市税条例（平成17年条例第11号）に規定する市税に未納がないこと

補助対象要件

次の要件をいずれも満たす新規就業者を雇用する必要があります。

- (1) 新規就業者の雇用時の年齢が満50歳未満であること。
- (2) 雇用期間の定めのない雇用契約であること。
- (3) 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度あり、年間の労働日数の2分の1以上林内作業に従事すること。
- (4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者として雇用していること。

補助金の額

○補助金の算出方法

- (1) 新規就業者1人当たり（過去に補助金の対象者となった新規就業者は該当しません）
20万円（3年を上限で毎年申請交付）
- (2) 上記に加え下記条件ごとに加算
 1. 新規学卒者を雇用したとき
※新規学卒者とは学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校等及び秋田林業大学校を卒業して1年以内の者
 2. 規模拡大のため新規就業者を雇用したことにより林内作業に係る従業員数と比べ増加したとき
各5万円

申請可能期間

新規就業者を雇用した日から1か月を経過した日～令和5年3月31日（金）

申請手続き

補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて林政課木材産業係へ提出してください

- (1) 新規就業者の雇用契約書の写し
- (2) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）
- (3) 新規学卒者であることがわかる書類（新規学卒者の加算に該当する場合）
- (4) 規模拡大のための従業員数の増員がわかる書類（規模拡大の加算に該当する場合）
- (5) 市税等を滞納していないことの証明
- (6) その他市長が必要と認めるもの

実績報告等

補助金実績報告書（様式第4号）に必要書類を添えて新規就業者を雇用した日から1年を経過した日～1か月以内に報告することになります。詳しくはホームページ記載の要綱にて確認ください。

お問い合わせ先

大館市産業部林政課木材産業係 〒017-0897 大館市字三ノ丸13番地19 ☎43-7076

申請書等は大館市ホームページでダウンロードすることもできます

この補助事業の紹介ページはこちら <https://www.city.odate.lg.jp/city/soshiki/mokuzai/p9452>

